

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年3月31日
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・ マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ソン・リ (Song Li, Director)
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、 チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル ディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 飯 村 尚 久
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル ディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集（売出）外国 投資信託受益証券に係るファンドの名称】	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマ ン）トラスト - テンブルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ (Red Arc Global Investments (Cayman) Trust- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series)
【届出の対象とした募集（売出）外国 投資信託受益証券の金額】	テンブルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ 米ドル建て受益証券：10億米ドル（約1,044億8,000万円）を 上限とする。 豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券：10億豪ドル（約800億 8,000万円）を上限とする。 ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券：7億ユーロ（約885億 3,600万円）を上限とする。 (注)米ドル、豪ドルおよびユーロの円換算額は、便宜上、それぞれ 2021年1月29日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電 信売買相場の仲値（1米ドル＝104.48円、1豪ドル＝80.08円、 1ユーロ＝126.48円）による。以下別段の記載がない限りこれに よる。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月31日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年12月25日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」および「5 運用状況」、「第二部 ファンド情報、第3 ファンドの経理状況」ならびに「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況」の「1 管理会社の概況」、「2 事業の内容及び営業の概況」および「5 その他」を新たな情報により訂正および追加するため、また、サービス・プロバイダーの合併についての文言の追加等に伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	() 株式資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ（以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」といい、レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストを「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2021年1月末日現在）

資産の種類	発行地	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルグ	8,334,966.16	99.78
現金・その他の資産（負債控除後）		18,725.15	0.22
合計 （純資産価額）		8,353,691.31 （約873百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドル、豪ドルおよびユーロの円換算額は、便宜上、それぞれ2021年1月29日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝104.48円、１豪ドル＝80.08円、１ユーロ＝126.48円）による。以下同じ。

（注３）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、米ドル建て受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券およびユーロ建て（ヘッジあり）受益証券は、それぞれ米ドル建て、豪ドル建ておよびユーロ建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたはユーロをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2021年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

< 米ドル建て受益証券 >

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
2020年2月末日	7,957,078.83	831,356	9.907	1,035
3月末日	7,455,828.50	778,985	9.488	991
4月末日	7,454,739.10	778,871	9.497	992
5月末日	7,507,329.13	784,366	9.564	999
6月末日	7,484,151.49	781,944	9.539	997
7月末日	7,470,270.35	780,494	9.557	999
8月末日	6,797,783.68	710,232	9.478	990
9月末日	6,618,595.67	691,511	9.426	985
10月末日	6,480,248.34	677,056	9.478	990
11月末日	6,280,061.52	656,141	9.483	991
12月末日	6,192,458.58	646,988	9.497	992
2021年1月末日	5,627,530.92	587,964	9.453	988

(注) 2020年6月末日および12月末日の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。以下同じ。

< 豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券 >

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	（豪ドル）	（千円）	（豪ドル）	（円）
2020年2月末日	3,234,224.82	258,997	10.060	806
3月末日	3,174,994.22	254,254	9.581	767
4月末日	3,176,203.93	254,350	9.585	768
5月末日	3,186,404.26	255,167	9.646	772
6月末日	3,156,860.01	252,801	9.616	770
7月末日	3,160,943.17	253,128	9.628	771
8月末日	3,025,899.71	242,314	9.543	764
9月末日	3,008,220.58	240,898	9.488	760
10月末日	2,950,635.55	236,287	9.533	763
11月末日	2,917,098.03	233,601	9.535	764
12月末日	2,824,641.92	226,197	9.540	764
2021年1月末日	2,747,151.30	219,992	9.482	759

< ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券 >

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（円）
2020年2月末日	654,934.49	82,836	8.877	1,123
3月末日	601,674.76	76,100	8.475	1,072
4月末日	601,311.63	76,054	8.470	1,071
5月末日	604,969.59	76,517	8.522	1,078
6月末日	602,899.49	76,255	8.492	1,074
7月末日	603,354.17	76,312	8.499	1,075
8月末日	597,820.43	75,612	8.421	1,065
9月末日	573,819.73	72,577	8.367	1,058
10月末日	561,145.10	70,974	8.406	1,063
11月末日	561,166.92	70,976	8.406	1,063
12月末日	546,983.94	69,183	8.404	1,063
2021年1月末日	510,812.70	64,608	8.360	1,057

< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

<米ドル建て受益証券>

(2013年9月13日(運用開始日)～2021年1月末日)



<豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券>

(2013年9月13日(運用開始日)～2021年1月末日)



<ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券>

(2013年9月13日(運用開始日)～2021年1月末日)



分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

<米ドル建て受益証券>

期間	収益率（注）
2020年2月1日～2021年1月末日	- 5.71%

<豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券>

期間	収益率（注）
2020年2月1日～2021年1月末日	- 6.98%

<ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券>

期間	収益率（注）
2020年2月1日～2021年1月末日	- 7.10%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（上記期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 上記期間の直前の営業日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

収益率の推移

<米ドル建て受益証券>



<豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券>



<ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券>



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配前の額)

(第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(米ドル建て受益証券:10米ドル、豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券:10豪ドル、ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券:10ユーロ))

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

2 販売及び買戻しの実績

2021年1月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2021年1月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<米ドル建て受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,383.648 (2,383.648)	221,991.016 (221,991.016)	595,336.666 (595,336.666)

<豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
14,902.811 (14,902.811)	48,020.060 (48,020.060)	289,714.703 (289,714.703)

<ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
0 (0)	12,683.158 (12,683.158)	61,098.128 (61,098.128)

（注）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドル、豪ドルおよびユーロで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.48円、1豪ドル＝80.08円および1ユーロ＝126.48円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

財政状態計算書

2020年12月31日現在

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

		2020年12月31日 (未監査)		2020年6月30日 (監査済)	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
現金および現金同等物	3,11	217,566	22,731	156,057	16,305
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	8,914,746	931,413	10,345,386	1,080,886
資産合計		9,132,312	954,144	10,501,443	1,097,191
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4	-	-	3,074	321
未払費用およびその他債務	11	46,775	4,887	67,932	7,098
ブローカーに対する債務	5	-	-	100,000	10,448
買戻しに係る未払金	6	72,666	7,592	4,712	492
負債合計(受益証券保有者に帰属する純資産を除く)		119,441	12,479	175,718	18,359
受益証券保有者に帰属する純資産	10	9,012,871	941,665	10,325,725	1,078,832
発行済受益証券数合計					
豪ドル建て(ヘッジあり)					
クラス	10(a)	296,111口		328,303口	
ユーロ建て(ヘッジあり)					
クラス	10(a)	65,088口		70,994口	
米ドル建てクラス	10(a)	652,036口		784,545口	
受益証券 1 口当たり純資産価格					
豪ドル建て(ヘッジあり)					
クラス		9.539豪ドル	764円	9.616豪ドル	770円
ユーロ建て(ヘッジあり)					
クラス		8.404ユーロ	1,063円	8.492ユーロ	1,074円
米ドル建てクラス		9.497米ドル	992円	9.539米ドル	997円

8 ページから44ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

包括利益計算書

2020年7月1日から2020年12月31日までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	注	2020年7月1日から 2020年12月31日までの期間 (未監査)		2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査)	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息	7,11	2	0	314	33
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品に係る純利得 / (損失)	8	332,972	34,789	(420,143)	(43,897)
正味為替差益		388	41	355	37
利益 / (損失) 合計		333,362	34,830	(419,474)	(43,827)
管理会社報酬	11	(7,710)	(806)	(10,547)	(1,102)
受託会社報酬	11	(6,250)	(653)	(3,265)	(341)
管理事務代行会社、名義書換代 理人および保管会社報酬	11	(2,883)	(301)	(3,955)	(413)
販売会社報酬	11	(36,140)	(3,776)	(49,438)	(5,165)
代行協会員報酬	11	(482)	(50)	(659)	(69)
サービス・プロバイダー報酬	11	(3,855)	(403)	(5,273)	(551)
監査報酬		(19,598)	(2,048)	(17,293)	(1,807)
財務書類作成報酬	11	(6,016)	(629)	(6,017)	(629)
弁護士および専門家報酬	11	(26,669)	(2,786)	(9,331)	(975)
その他		(254)	(27)	(316)	(33)
営業費用合計		(109,857)	(11,478)	(106,094)	(11,085)
運用による受益証券保有者に帰 属する純資産の変動および当期 包括利益合計		223,505	23,352	(525,568)	(54,911)

8 ページから44ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2020年7月1日から2020年12月31日までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	注	2020年7月1日から 2020年12月31日までの期間 (未監査)		2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査)	
		米ドル	千円	米ドル	千円
7月1日残高		10,325,725	1,078,832	14,732,525	1,539,254
受益証券保有者との取引					
受益証券の販売					
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	23,222	2,426	3,430	358
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	-	-	-	-
米ドル建てクラス	10(a)	11,000	1,149	8,000	836
		34,222	3,576	11,430	1,194
受益証券の買戻し					
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	(246,734)	(25,779)	(653,658)	(68,294)
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	(59,155)	(6,181)	(24,661)	(2,577)
米ドル建てクラス	10(a)	(1,264,692)	(132,135)	(1,643,617)	(171,725)
		(1,570,581)	(164,094)	(2,321,936)	(242,596)
受益証券保有者との取引合計		(1,536,359)	(160,519)	(2,310,506)	(241,402)
運用による受益証券保有者に帰属 する純資産の変動および当期包括 利益合計		223,505	23,352	(525,568)	(54,911)
12月31日残高		9,012,871	941,665	11,896,451	1,242,941

8 ページから44ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2020年7月1日から2020年12月31日までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

注	2020年7月1日から 2020年12月31日までの期間 (未監査)		2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	223,505	23,352	(525,568)	(54,911)
調整：				
受取利息	(2)	(0)	(314)	(33)
実現純利益 / (損失)	(15,982)	(1,670)	527,522	55,115
運転資本変動前営業利益	207,521	21,682	1,640	171
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の減少	1,443,548	150,822	2,193,165	229,142
ブローカーに対する債務の減少	(100,000)	(10,448)	(150,000)	(15,672)
未払費用およびその他債務の減少	(21,157)	(2,210)	(17,540)	(1,833)
利息受取額	2	0	314	33
営業活動から生じた正味現金	1,529,914	159,845	2,027,579	211,841
財務活動				
受益証券の販売による収入	34,222	3,576	11,430	1,194
受益証券の買戻しに係る支払額	(1,502,627)	(156,994)	(2,335,263)	(243,988)
財務活動に使用した正味現金	(1,468,405)	(153,419)	(2,323,833)	(242,794)
現金および現金同等物の純増加 / (減少)	61,509	6,426	(296,254)	(30,953)
7月1日現在の現金および現金同等物	156,057	16,305	388,599	40,601
12月31日現在の現金および現金同等物	217,566	22,731	92,345	9,648

8 ページから44ページ(訳注：原文のページ)の注記は本中間財務書類の一部である。

中間財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。テンブルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)は2013年8月5日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2013年9月17日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。サブ・ファンドは、テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド(以下「マスター・ファンド」という。)の米ドル建て投資証券クラスに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

2020年12月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社S M B C 信託銀行は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。

2 重要な会計方針

(a)法令遵守の表明

本中間財務書類は、香港会計基準(以下「HKAS」という。)第34号「期中財務報告」および該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、HKASおよび解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

本中間財務書類には、2020年12月31日現在の財政状態計算書、2020年7月1日から2020年12月31日までの期間における包括利益計算書、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記からなる財務書類が含まれている。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本中間財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（1米ドル単位に四捨五入される）。

本中間財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2(e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または買戻可能価額（買戻可能受益証券）で計上される。

H K F R S に準拠した中間財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本中間財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R S の適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記12に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として純損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益の構成要素として認識される。

(d) 会計方針の変更

H K I C P A は、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのH K F R S の修正を公表した。これらの変更はいずれも、当期または過年度に作成または開示されたサブ・ファンドの業績および財政状態に重要な影響を及ぼさなかった。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記13参照)。

(e) 金融商品

() 当初認識

サブ・ファンドは、下記()に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

()区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、サブ・ファンドの経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 経営陣にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他の事業モデル：これには、マスター・ファンドに対する投資およびデリバティブ金融商品が含まれる。当該金融商品は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、すべての投資およびデリバティブ金融商品を、F V T P Lで測定する金融資産または金融負債の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物が含まれている。

分類変更

- 金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

() 公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格 - すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により純損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告年度末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告年度末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告年度末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

()減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、取引相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 債務者または発行者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

()認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産が所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値とともに譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、取消または消滅した場合に、認識が中止される。

()組成された企業

組成された企業とは、誰が当該企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など)。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動
- 限られた範囲の十分に明確化された目的(例えば、組成された企業の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など)
- 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形で資金調達(トランシェ)

経営陣は、サブ・ファンドのマスター・ファンドへの投資(注記9(a)参照)が非連結の組成された企業への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記4参照)として分類されと考えている。マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、資本関係のない資産管理者により管理されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

マスター・ファンドは、主に、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定および変動利付債券ならびに債務のポートフォリオに投資する。マスター・ファンドは、低水準ながら、あらゆる国の企業が発行する、あらゆるクオリティの債券および国際的な企業の債券に投資することができる。マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用することができる。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。マスター・ファンドは、ルクセンブルグの営業日に保有者の選択により売却可能な、償還可能持分を発行することにより、その運用に係る資金を調達し、保有者にマスター・ファンド純資産の比例持分に相当する権利を与える。サブ・ファンドは、マスター・ファンドの償還可能持分を保有するものの、マスター・ファンドに出資は行っていない。2020年12月31日現在、サブ・ファンドは、マスター・ファンドの償還可能持分価額合計の0.11%(2020年6月30日現在(監査済):0.10%)を保有していた。

マスター・ファンドに対するサブ・ファンドの持分は、各募集要項の条件に従い、マスター・ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。経営陣は、マスター・ファンドの戦略およびマスター・ファンドの管理会社の全体的なクオリティの検討を含む、マスター・ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

マスター・ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得 / (損失)」に含まれている。

() 相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかを意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(f) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g) 受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に純損益に認識される。

(h) 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息は含まれていない。

(i) 費用

サブ・ファンドの費用はすべて、発生基準で純損益に認識される。

(j) 法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(k) 受益証券保有者による受益証券の現金化

受益証券保有者は、香港、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および/または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を現金化できる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で現金化される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(l) 発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- () サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- () サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- () その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドの買戻可能受益証券は金融負債として分類され、買戻価格の現在価値で測定される。

サブ・ファンドは買戻可能受益証券を3つのクラス(豪ドル建て(ヘッジあり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラス)として発行している。豪ドル建て(ヘッジあり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラスは、様々なクラスの受益証券が異った通貨(以下「参照通貨」という。)建てであることを除き、金融商品のうち最劣後のクラスであり、すべての重要な点で同順位であり、同一の条件が付されている。買戻可能受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの該当するクラスの受益証券の純資産に対する受益証券保有者の持分に比例する価額の現金で買戻しを請求する権利を受益証券保有者に提供している。

(m) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- () サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- () サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- () サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- () 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。
- () 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- () 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- () 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- () 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- () 当該事業体が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- () (a)()で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2020年12月31日 (未監査) 米ドル	2020年6月30日 (監査済) 米ドル
銀行に対する当座預金	217,566	156,057

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2020年12月31日 (未監査) 米ドル	2020年6月30日 (監査済) 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ以外の金融商品		

- 非上場オープン・エンド型マスター・
ファンドであるテンブルトン世界債券
ファンドへの投資

8,899,260

10,341,805

デリバティブ金融商品

- 先渡為替予約

15,486

3,581

8,914,746

10,345,386

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

デリバティブ金融商品

- 先渡為替予約

-

(3,074)

5 ブローカーに対する債務

当該残高は未決済の購入に関するブローカーに対する債務の金額を示しており、１ヶ月以内に決済される見込みである。

6 買戻しに係る未払金

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

7 受取利息

	2020年7月1日から 2020年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル	2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル
銀行残高に係る受取利息	2	314

8 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得 / (損失)

	2020年7月1日から 2020年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル	2019年7月1日から 2019年12月31日までの期間 (未監査) 米ドル
デリバティブ以外の金融商品：		
- 非上場オープン・エンド型マスター・ ファンドであるテンブルトン世界債券 ファンドへの投資	57,455	(337,517)
デリバティブ金融商品		
- 先渡為替予約	275,517	(82,626)
	332,972	(420,143)
内：		
実現純利益	316,990	107,380
未実現純利益 / (損失)	15,982	(527,523)
	332,972	(420,143)

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含む、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、原ファンドのリスクおよびサブ・ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a)投資戦略

注記1に記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。サブ・ファンドは、マスター・ファンドに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、非上場オープン・エンド型ファンドである。マスター・ファンドは、株式会社および可変資本型投資会社としてルクセンブルグ大公国の法律に基づきルクセンブルグにおいて設立された会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドである。フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズは、譲渡可能証券の集団投資事業としての資格を有する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の投資および再投資に関する日々の運用・管理を行っている、フランクリン・アドバイザーズ・インク(以下「マスター・ファンドの管理会社」という。)により運用されている。マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンドのアンブレラ・ファンドであるフランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズから投資運用報酬を受け取る。

マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定および変動利付債券(投資不適格債券を含む。)ならびに債務のポートフォリオに主に投資することにより目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用する。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。

マスター・ファンドの機能通貨は米ドルである。またサブ・ファンドの管理会社は、満期までの期間が約1ヶ月の先渡為替予約を締結することにより、サブ・ファンドの豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)受益証券のサブ・ファンドの参照通貨と機能通貨間の外国為替エクスポージャーを体系的にヘッジする(以下「為替ヘッジ取引」という。)

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてをマスター・ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者がマスター・ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家がマスター・ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、マスター・ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これによりマスター・ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、マスター・ファンドの金融商品のパフォーマンスとマスター・ファンドの継続的な利用可能性、ならびにマスター・ファンドの管理会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドはファンド・オブ・ファンズ構造に基づいており、トラッカー・ファンドとして設定されていない。サブ・ファンドのパフォーマンスは、マスター・ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c) マスター・ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドにはマスター・ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、マスター・ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。マスター・ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、マスター・ファンドの管理会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

(i) マスター・ファンドの信用リスク

マスター・ファンドの信用リスクは、マスター・ファンドが保有する債券の発行体が、期日に元本または利息を支払うことに関して債務不履行に陥るまたは支払を行わない場合に生じる。マスター・ファンドの管理会社には、信用リスクを特定、測定、監視および管理する手続がある。

有価証券取引は、承認された、信頼できるブローカーを通じて、引渡時に決済または支払が行われ、未決済残高は厳密に監視される。

マスター・ファンドが投資する債券の信用格付けは高く、その信用の質は発行体の性質と過去の貸倒実績率に基づいて評価される。

()マスター・ファンドの為替リスク

為替リスクは、マスター・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。

()マスター・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、マスター・ファンドの管理会社が支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。主要な流動性リスクとは、マスター・ファンドの受益証券の継続的な買戻しをいう。

()マスター・ファンドの金利リスク

金利リスクは、マスター・ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。マスター・ファンドの管理会社は、該当期間のエクスポージャーを定量化することによりリスクを監視している。

()マスター・ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、マスター・ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、マスター・ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

マスター・ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドへの投資の公正価値である。

(d)サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が純損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

()金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

()為替リスク

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、サブ・ファンドは、他の外貨に対する機能通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンドの金融資産または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼしかねない変動を示すというリスクにさらされている。

資産または負債の表示通貨と機能通貨間の為替レートの変動により、当該資産または負債の公正価値が上昇または低下することがある。サブ・ファンドの参照通貨および機能通貨間の為替エクスポージャーは、豪ドル建て(ヘッジあり)クラスおよびユーロ建て(ヘッジあり)クラスについて表示される。ヘッジ比率に従って管理会社による為替ヘッジ取引が行われ、一定の残余リスクが生じる。また、為替ヘッジ取引の結果、機能通貨に対する参照通貨の上昇は、これに対応する(ヘッジあり)クラスの受益証券1口当たり純資産価格の増額をもたらさない。

通貨の感応度

2020年12月31日および2020年6月30日の時点で、他のすべての変動要因が不変であるという前提の下で、米ドルが各通貨に対して5%(2020年6月30日(監査済):5%)下落した場合、先渡為替予約の公正価値は、以下の金額分増加する。

2020年12月31日現在(未監査)

	2020年12月31日の 想定元本純額 米ドル	米ドルが5%下落した場合の 先渡為替予約の公正価値の変動 米ドル
豪ドル	2,168,566	108,428
ユーロ	671,937	33,597
米ドル	14,067	703
合計	2,854,570	142,728

2020年6月30日現在

(監査済)

	2020年6月30日の 想定元本純額 米ドル	米ドルが5%下落した場合の 先渡為替予約の公正価値の変動 米ドル
豪ドル	2,174,460	108,723
ユーロ	683,444	34,172
合計	2,857,904	142,895

他のすべての変動要因が不変であるという前提の下で、米ドルが上記の通貨に対して5%上昇した場合、上記の財務書類の金額に上記の金額と同額の減少をもたらす効果がある。

() 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的にマスター・ファンドに投資されるため、マスター・ファンドの価格リスクにさらされる。マスター・ファンドの相場価格が5%(2020年6月30日(監査済):5%)減少したならば、受益証券保有者に帰属する純資産および当該期間の包括利益合計が444,963米ドル(2020年6月30日(監査済):517,090米ドル)減少し、逆に5%増加したならば、受益証券保有者に帰属する純資産が同額増加すると見積もられている。

(e) サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高を保管する保管銀行、および為替ヘッジ取引に基づいて先渡為替予約の取引相手方に対する信用リスクにさらされている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

2020年12月31日現在、先渡為替予約およびトータル・リターン・スワップの取引相手方である保管会社の信用格付けは、以下のとおりであった。

保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店の信用格付けは、スタンダード&プアーズによる格付けで「A+」であった。先渡為替予約およびトータル・リターン・スワップの取引相手方であるシティグルー

ブ・グローバル・マーケット・リミテッドの信用格付けは、スタンダード＆プアーズによる格付けで「A+」であった。先渡為替予約の取引相手方であるシティグループ・グローバル・マーケット・ジャパン・インクの信用格付けは、スタンダード＆プアーズによる格付けで「A+」であった。信用リスクは重大ではないと考えられる。

為替ヘッジ取引により、豪ドル建て(ヘッジあり)およびユーロ建て(ヘッジあり)クラスの受益証券保有者は取引相手方リスクにさらされている。為替ヘッジ取引は、管理会社の関連会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ジャパン・インクと行われた。

2020年12月31日および2020年6月30日の時点で、サブ・ファンドの金融資産の大半は、マスター・ファンドに配分されていた。投資運用会社はフランクリン・アドバイザーズ・インクである。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する投資を通じて、信用リスクに間接的にさらされている。

スタンダード＆プアーズ格付サービスにより提供されるマスター・ファンドの管理会社の持株会社の信用格付けは、以下のとおりである。

	スタンダード＆プアーズによる信用格付け	
	2020年12月31日 (未監査)	2020年6月30日 (監査済)
フランクリン・アドバイザーズ・インク	A	A

金融資産と金融負債の相殺

以下の表に記載されている開示には、以下の金融資産および金融負債が含まれている。

- 財政状態計算書において相殺されるもの。または
- 財政状態計算書において相殺されているかどうかに関係なく、強制可能なマスターネットティング契約の対象となっているもの。

マスターネットティング契約は、財政状態計算書における相殺に関する要件を満たしている。サブ・ファンドおよびその相手先は、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している。

強制可能なマスターネットティング契約の対象となっている金融負債

2020年12月31日(未監査)

	財政状態計算書 認識した 金融資産および 金融負債の総額 米ドル	財政状態計算書 で相殺した認識 した金融資産/ 負債の総額 米ドル	財政状態計算書 に表示した 金融資産/負債 の純額 米ドル	財政状態計算書 で相殺していな い関連した金額 米ドル	純額 米ドル
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産 デリバティブ金融商品					
- 先渡為替予約	15,486	-	15,486	-	15,486

2020年6月30日（監査済）

	財政状態計算書 認識した 金融資産および 金融負債の総額 米ドル	財政状態計算書 で相殺した認識 した金融資産/ 負債の総額 米ドル	財政状態計算書 に表示した 金融資産/負債 の純額 米ドル	財政状態計算書 で相殺していな い関連した金額 米ドル	純額 米ドル
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産 デリバティブ金融商品					
- 先渡為替予約	3,581	-	3,581	(3,074)	507
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債 デリバティブ金融商品					
- 先渡為替予約	(3,074)	-	(3,074)	3,074	-

(f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。マスター・ファンドへの投資の買戻しに係る未収金は通常、ファンドの3営業日以内に決済される。サブ・ファンドは、買戻日における受益証券保有者による受益証券の買戻しに関して流動性リスクの対象となる。

受益証券保有者はいずれの買戻日においても受益証券を現金化することができる。通常の市況であれば、管理会社は、買戻しの義務を果たすためにマスター・ファンドに対するサブ・ファンドの投資を清算する。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、通常、関連する買戻日(注記2(k)に定義)後、ファンドの8営業日以内に支払われるものとする。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2020年12月31日および2020年6月30日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

2020年12月31日(未監査)

	要求払い 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	-	44,282	2,493	-	46,775
買戻しに係る未払金	-	72,666	-	-	72,666
受益証券保有者に帰属する純資産	9,012,871	-	-	-	9,012,871
合計	9,012,871	116,948	2,493	-	9,132,312

2020年6月30日(監査済)

	要求払い 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	-	60,425	7,507	-	67,932
ブローカーに対する債務	-	100,000	-	-	100,000
買戻しに係る未払金	-	4,712	-	-	4,712
受益証券保有者に帰属する純資産	10,325,725	-	-	-	10,325,725
合計	10,325,725	165,137	7,507	-	10,498,369
トレーディング負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	3,074	-	-	3,074

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2020年12月31日(未監査)

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品				
- 非上場オープン・エンド型 マスター・ファンドであるテン ブルトン世界債券ファンドへの 投資	-	8,899,260	-	8,899,260
デリバティブ金融商品				
- 先渡為替予約	-	15,486	-	15,486
	-	8,914,746	-	8,914,746

2020年6月30日(監査済)

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品				
- 非上場オープン・エンド型 マスター・ファンドであるテン ブルトン世界債券ファンドへの 投資	-	10,341,805	-	10,341,805
デリバティブ金融商品				
- 先渡為替予約	-	3,581	-	3,581
	-	10,345,386	-	10,345,386
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品				
- 先渡為替予約	-	(3,074)	-	(3,074)
	-	(3,074)	-	(3,074)

2020年12月31日に終了した会計期間および2020年6月30日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

() 公正価値以外で計上される金融商品

純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融商品である。

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示しており、公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルにより分析している。

2020年12月31日(未監査)				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
- 現金および現金同等物	-	217,566	-	217,566
金融負債				
- 未払費用およびその他債務	-	(46,775)	-	(46,775)
- 買戻しに係る未払金	-	(72,666)	-	(72,666)
- 受益証券保有者に帰属する純資産	-	(9,012,871)	-	(9,012,871)
	-	(9,132,312)	-	(9,132,312)
2020年6月30日(監査済)				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
- 現金および現金同等物	-	156,057	-	156,057
金融負債				
- 未払費用およびその他債務	-	(67,932)	-	(67,932)
- ブローカーに対する債務	-	(100,000)	-	(100,000)
- 買戻しに係る未払金	-	(4,712)	-	(4,712)
- 受益証券保有者に帰属する純資産	-	(10,325,725)	-	(10,325,725)
	-	(10,498,369)	-	(10,498,369)

()先渡為替予約

2020年12月31日および2020年6月30日現在の先渡為替予約残高は、以下のとおりであった。

2020年12月31日現在(未監査)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	2,846,877	米ドル	2,154,180	2021年1月29日	14,385
ユーロ	548,359	米ドル	670,839	2021年1月29日	1,099
米ドル	17,223	ユーロ	14,065	2021年1月4日	2
					15,486

2020年6月30日現在(監査済)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
ユーロ	607,286	米ドル	679,863	2020年7月31日	3,581

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	3,172,418	米ドル	2,177,534	2020年7月31日	(3,074)

先渡為替予約とは、将来の特定日に特定価格にて、指定された通貨を売買する契約であり、現金で決済される。先渡為替予約は店頭取引である。当該先渡為替予約は、サブ・ファンドの外国為替エクスポージャーをヘッジするために締結された。

先渡為替予約は、契約額に関連した市場価格の変動に基づく市場リスクにさらされることになる。市場リスクは、為替レートの変動の可能性により生じる。また、通常、想定上の契約規模に関連して要求される預入証拠金は低いため、高いレバレッジが先渡取引口座の特徴となる。その結果、先渡為替予約の基礎的数値における比較的少額の価格変動により、サブ・ファンドに多額の損失が生じる場合がある。

想定元本とは、サブ・ファンドにより取引される先渡為替予約の公正価値の基礎となる外貨の基礎参照金額である。想定元本は現在の公正価値を示しておらず、必ずしもサブ・ファンドの先渡為替予約の将来キャッシュ・フローを示すものではないが、想定元本により特定される変数に関連する基礎価格の変動は、当該デリバティブ金融商品の公正価値に影響を及ぼす。

豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の保有者のため、先渡為替予約におけるサブ・ファンドの取引は実行され、それは原則として、米ドルを売り、参照通貨を買うことにより行われる。為替ヘッジ取引の結果、米ドルに対する豪ドル高またはユーロ高(場合に応じて)は、これに対応する豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券またはユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の増額をもたらさない。当該取引により生じる損益はすべて、それぞれ豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券に負担される。

先渡為替予約の取引相手は信用のある金融機関である、管理会社の兄弟会社であるため、債務不履行リスクは低いと考えられる。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数 2020年12月31日(未監査)		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2020年7月1日現在	328,303	70,994	784,545
受益証券の期中販売	3,381	-	1,155
受益証券の期中買戻し	(35,573)	(5,906)	(133,664)
2020年12月31日現在	296,111	65,088	652,036

	受益証券口数 2020年6月30日(監査済)		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2019年7月1日現在	419,677	81,189	1,037,243
受益証券の期中販売	10,483	-	2,374
受益証券の期中買戻し	(101,857)	(10,195)	(255,072)
2020年6月30日現在	328,303	70,994	784,545

2020年12月31日および2020年6月30日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は金融負債に分類されていた。サブ・ファンドには、唯一の受益証券保有者がいた。

3つのクラスの受益証券すべての当初申込は、1口当たりそれぞれの参照通貨10単位の価格で行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2020年12月31日現在、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産は9,012,871米ドル(2020年6月30日現在(監査済)：10,325,725米ドル)であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、当期に配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(b)純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。設立費用は、英文目論見書に従って、設立日から5年を超過しない期間にわたって償却される。しかし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に純損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とH K F R S に従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

2020年12月31日(未監査)				
	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	米ドル建て クラス 米ドル	合計 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	2,150,823	669,590	6,192,458	9,012,871
期間差異の調整	-	-	-	-
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	2,150,823	669,590	6,192,458	9,012,871

2020年6月30日(監査済)				
	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス 米ドル	米ドル建て クラス 米ドル	合計 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	2,163,554	678,021	7,484,151	10,325,726
期間差異の調整	-	-	(1)	(1)
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	2,163,554	678,021	7,484,150	10,325,725

評価目的上の受益証券数とH K F R S に従い計上された受益証券数との間の発行済受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

2020年12月31日(未監査)			
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
評価目的上の発行済受益証券	296,111	65,088	652,036
期間差異の調整	-	-	-
財務書類において報告された発行済受益証券	296,111	65,088	652,036

2020年6月30日(監査済)			
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
評価目的上の発行済受益証券	328,303	70,994	784,545
期間差異の調整	-	-	-
財務書類において報告された発行済受益証券	328,303	70,994	784,545

11 関連当事者

(a) 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬：	管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.16%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
受託会社報酬：	受託会社は年間10,000米ドルの報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。
管理事務代行会社、 名義書換代理人および 保管会社報酬：	管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.08%を上限とする合算報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
代行協会員報酬：	代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
財務書類作成報酬：	管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
専門家報酬：	受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	費用計上額		未払金		
	2020年7月1日 から2020年12月 31日までの期間 (未監査) 米ドル	2019年7月1日か ら2019年12月31 日までの期間 (未監査) 米ドル	2020年12月31日 (未監査) 米ドル	2019年12月31日 (未監査) 米ドル	2020年6月30日 (監査済) 米ドル
管理会社報酬	7,710	10,547	1,190	3,227	2,848
受託会社報酬	6,250	3,265	2,494	2,493	7,507
管理事務代行会社、名 義書換代理人および保 管会社報酬	2,883	3,955	5,492	5,789	5,647
代行協会員報酬	482	659	75	101	91
財務書類作成報酬	6,016	6,017	14,061	6,810	8,816
専門家報酬	2,244	5,622	1,122	1,122	3,378

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する管理事務代行会社の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2020年12月31日に終了した会計期間において、管理事務代行会社により保全されていた銀行残高に係る受取利息は2米ドル(2020年6月30日現在(監査済): 441米ドル)であった。

サブ・ファンドの唯一の受益証券保有者は、株式会社S M B C信託銀行である。受益証券保有者は、販売会社である。発行済および買戻受益証券に関する情報は注記10(a)において開示されている。

(b) その他の主要な契約

() 販売会社

販売会社は、販売会社が登録保有者である各受益証券について、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の年率0.75%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。2020年12月31日に終了した会計期間に発生した販売会社報酬は、36,140米ドル(2019年12月31日(未監査): 49,438米ドル)であった。期末日現在、販売会社報酬5,578米ドル(2020年6月30日(監査済): 6,796米ドル)は未払いのままであった。

() サービス・プロバイダー報酬

サービス・プロバイダーは、販売会社としての資格における株式会社S M B C信託銀行あるいは管理会社によって随時選任されることがある日本における販売会社が登録保有者であるサブ・ファンドの各受益証券1口当たり純資産価格の年率0.08%を上限とする報酬を受領する権利を有する。この報酬は、日々計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。2020年12月31日に終了した会計期間に発生したサービス・プロバイダー報酬は、3,855米ドル(2019年12月31日(未監査)：5,273米ドル)であった。期末日現在、販売会社報酬595米ドル(2020年6月30日(監査済)：725米ドル)は未払いのままであった。

12 見積りの不確実性に関する主要な情報**公正価値の見積り**

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値は、注記2(e)()に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

13 2020年12月31日に終了した会計期間において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本中間財務書類の公表日までに、H K I C P Aは、2020年12月31日に終了した会計期間において未発効で本中間財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する

会計期間に適用

「重要性がある」の定義(H K A S 第1号およびH K A S 第8号の修正)

2020年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

（２）投資有価証券明細表等

「（１）資産及び負債の状況」の財政状態計算書および注記４の項目を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,696万円）で、2021年1月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,348円）の記名式株式2万2株を発行済である。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年1月29日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.48円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない

場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法（以下「SFO」という。）第116条に従って、管理会社は、SFOの別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて26年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する

前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2021年1月末日現在、44本のファンドを運用している。

管理会社が運用している44本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A 分類	通貨建別運用金額	円建	256,578,898,014円
		米ドル建	1,806,036,319米ドル
		英ポンド建	41,258英ポンド
		ユーロ建	51,870,819ユーロ
B 分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍 / 契約型 / オープン・エンド型	23本
		ケイマン籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1 本
		アイルランド籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1 本
		日本籍 / 証券投資信託 / オープン・エンド型 (委託会社に対する副運用会社として)	19本

(3) その他

管理会社については、2021年3月末日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2021年1月29日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.48円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書
2019年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
売上高	2	39,835,244	536,979,089	57,356,942	773,171,578
その他の利益純額	3	3,127,590	42,159,913	1,322,752	17,830,697
その他の営業費用		(20,048,154)	(270,249,116)	(38,636,726)	(520,823,066)
税引前利益	4	22,914,680	308,889,886	20,042,968	270,179,209
法人税	5 (a)	(3,244,882)	(43,741,009)	(2,814,830)	(37,943,908)
当期利益		19,669,798	265,148,877	17,228,138	232,235,300
当期その他の包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		19,669,798	265,148,877	17,228,138	232,235,300

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2019年12月31日現在

(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	19,753	266,270	22,749	306,657
流動資産					
現金および現金同等物	7	257,483,338	3,470,875,396	253,284,299	3,414,272,351
兄弟会社に対する債権	8	773,374	10,425,082	132,034	1,779,818
売掛金およびその他の資産	9	9,175,826	123,690,134	7,366,339	99,298,250
		267,432,538	3,604,990,612	260,782,672	3,515,350,419
流動負債					
買掛金および未払費用	10	5,881,203	79,278,616	4,060,446	54,734,812
兄弟会社に対する債務	8	2,039,978	27,498,903	19,665,036	265,084,685
未払税金	5 (c)	3,662,448	49,369,799	881,075	11,876,891
		11,583,629	156,147,319	24,606,557	331,696,388
純流動資産		255,848,909	3,448,843,293	236,176,115	3,183,654,030
純資産		255,868,662	3,449,109,564	236,198,864	3,183,960,687
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	26,962,696	2,000,200	26,962,696
剰余金		253,868,462	3,422,146,868	234,198,664	3,156,997,991
資本合計		255,868,662	3,449,109,564	236,198,864	3,183,960,687

2020年4月28日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2018年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	216,970,526	218,970,726
当期包括利益合計	-	17,228,138	17,228,138
2018年12月31日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
2019年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
当期包括利益合計	-	19,669,798	19,669,798
2019年12月31日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2018年 1 月 1 日現在残高	26,962,696	2,924,762,690	2,951,725,386
当期包括利益合計	-	232,235,300	232,235,300
2018年12月31日現在残高	26,962,696	3,156,997,991	3,183,960,687
2019年 1 月 1 日現在残高	26,962,696	3,156,997,991	3,183,960,687
当期包括利益合計	-	265,148,877	265,148,877
2019年12月31日現在残高	26,962,696	3,422,146,868	3,449,109,564

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
営業活動					
税引前利益		22,914,680	308,889,886	20,042,968	270,179,209
調整：					
受取利息	3	(2,992,020)	(40,332,430)	(1,477,579)	(19,917,765)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		19,922,660	268,557,457	18,565,389	250,261,444
兄弟会社に対する債権の(増加) / 減少		(641,340)	(8,645,263)	111,708	1,505,824
売掛金およびその他の資産の (増加) / 減少		(1,809,488)	(24,391,898)	4,789,899	64,567,839
買掛金および未払費用の増加 / (減少)		1,820,757	24,543,804	(376,224)	(5,071,500)
兄弟会社に対する債務の(減少) / 増加		(17,625,058)	(237,585,782)	9,816,813	132,330,639
営業から生じた正味現金		1,667,531	22,478,318	32,907,585	443,594,246
香港利得税支払額		(460,512)	(6,207,702)	(2,756,914)	(37,163,201)
営業活動から生じた正味現金		1,207,019	16,270,616	30,150,671	406,431,045
投資活動					
利息受取額		2,992,020	40,332,430	1,477,579	19,917,765
投資活動から生じた正味現金		2,992,020	40,332,430	1,477,579	19,917,765
現金および現金同等物の純増加		4,199,039	56,603,046	31,628,250	426,348,810
1月1日現在の現金および現金同 等物		253,284,299	3,414,272,351	221,656,049	2,987,923,541
12月31日現在の現金および現金同 等物	7	257,483,338	3,470,875,396	253,284,299	3,414,272,351

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更にに関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

多くの新しい基準が2019年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金(注記1(k)()参照)控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

(h) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(i) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)()に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(k) 金融商品

() 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

(ii) 分類と事後測定

(A)金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

(B) 金融資産の分類

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

() 認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

()相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

()減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取投資運用報酬	39,835,244	57,356,942
	39,835,244	57,356,942

3 その他の利益純額

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	2,992,020	1,477,579
為替差益(差損)	135,570	(154,827)
	3,127,590	1,322,752

4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
支払管理報酬	4,666,331	19,628,027
支払サブ・マネージャー報酬	4,078,536	6,636,458
弁護士および専門家報酬	10,742,855	10,790,292
監査報酬	468,286	468,148
その他	92,146	1,113,801

5 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期税金費用 - 香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	3,261,875	3,085,307
繰延税金		
一時差異の発生および解消	2,996	3,529
	3,244,882	2,814,830

当期の香港利得税に対する引当金は、見積課税所得の16.5%(2018年：16.5%)で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
税引前利益	22,914,680	20,042,968
税率16.5%(2018年：16.5%)での税引前利益に係る想定税額	3,780,923	3,307,090
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(516,052)	(218,254)
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
実際の税金費用	3,244,882	2,814,830

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る当期の課税は以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期の繰越税金		881,075	826,688
仮払利得税		(460,513)	(2,756,914)
過年度に係る利得税に対する引当金残高		(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	5 (a)	3,261,875	3,085,307
		3,662,448	881,075

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
2019年1月1日現在		22,749	26,278
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	5 (a)	(2,996)	(3,529)
2019年12月31日現在		19,753	22,749

2019年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2018年：ゼロ)。

6 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2(取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	7,478,000	8,664,708
変動賞与	8,494,866	14,381,096
株式報酬	2,131,543	1,830,923
退職制度への拠出額	740,100	758,100
	18,844,509	25,634,827

7 現金および現金同等物

2019年12月31日および2018年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

9 売掛金およびその他の資産

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未収投資運用報酬	5,444,468	7,283,614
未収弁護士および専門家報酬	3,731,358	82,725
	9,175,826	7,366,339

未収税金を除いた上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

10 買掛金および未払費用

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	580,425	2,615,365
未払弁護士および専門家報酬	4,840,130	984,433
その他	460,648	460,648
	5,881,203	4,060,446

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務が580,425香港ドル(2018年：2,350,065香港ドル)含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

11 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2019年		2018年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2019年12月31日現在の資本金額は255,868,662香港ドル(2018年：236,198,864香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2019年		2018年	
	税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	-	-	0.28%	689,064
- 減少	(0.33)%	(831,600)	-	-

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2019年			2018年		
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
兄弟会社に対する債権	-	580,425	192,949	-	-	132,034
売掛金およびその他の資産	-	12,298,268	3,419,155	-	7,047,878	293,661
買掛金および未払費用	-	(4,605,392)	(807,961)	-	(4,028,308)	428,510
兄弟会社に対する債務	-	(394)	(1,212,795)	(11,820)	(3,434,604)	(13,077,290)
正味エクスポージャー	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

	2019年		2018年	
	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル
豪ドル	- (4.35)%	- (130)	2.04% (1.05)%	14,280 (7,327)
日本円	5.77%	513,516	0.26%	6,415
	-	-	-	-

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2019年12月31日および2018年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	39,835,244	57,356,942
支払報酬			
支払サブ・マネージャー報酬	()	1,900,215	3,290,514

() 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド(2008 - 12)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ1」という。)(2019年2月6日に償還)
- 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009 - 01)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ4」という。)(2019年3月13日に償還)
- 円建/日経225連動ファンド2009 - 02(最安値参照/ロックイン型)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ6」という。)(2019年4月18日に償還)
- カントリー・セクター 外貨建てシリーズ(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ12」という。)(2019年1月31日に償還)
- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)
- ワールド・C B・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ15」という。)(2019年7月8日に償還)
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)
- J G Bアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)(2019年7月11日に設定)
- 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1903(以下「ファンド・シリーズ42」という。)(2019年3月29日に設定)
- フレキシベータ・ファンド(V T 5 ディフェンシブおよびV T 10 アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)(2019年12月20日に設定)
- C G M Y L インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「C G M Y L」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「K A M」という。)

当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- 日本厳選プレミアム株式オープン(以下「K A M日本厳選」という。)(2019年4月10日に償還)

() 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ12、14、15、18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、42、43、C G M Y L、K A Mおよび日本厳選の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

シリーズ1、4および6の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.3%で計算される。

() 当社とシリーズ19および39のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ50%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2019年12月31日現在においてシリーズ19のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、689,282香港ドル(2018年:933,218香港ドル)であったのに対し、シリーズ39については630,508香港ドル(2018年:ゼロ香港ドル)であった。

当社と当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド(以下「C G M L」という。)との間で締結された書面による契約に従い、K A M日本厳選については、C G M Lへの支払データ・サービス報酬は、ファンドの日次の純資産価額に年率0.18%を適用して計算される。2019年12月31日現在においてC G M Lに支払われた支払データ・サービス報酬総額は、580,425香港ドル(2018年:2,357,296香港ドル)であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2019年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、4,666,331香港ドル(2018年:19,628,027香港ドル)であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記6に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

特定の経営幹部に対して合計18,844,509香港ドル(2018年:25,634,827香港ドル)の報酬を含む開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

14 直接の親会社および最終的な支配会社

2019年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2019年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

15 公表されているが2019年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、H K I C P Aは2019年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正、新基準および解釈指針を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する

会計期間より適用

I A S 第 1 号および I A S 第 8 号における「重要性がある」の定義の修正

2020年 1 月 1 日

2020年 1 月 1 日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

16 後発事象

新型コロナウイルス(C O V I D - 19)は、2020年 3 月11日に世界保健機関によりパンデミックとして分類され、世界の国々に影響を与えている。C O V I D - 19による潜在的な影響は、特に、経済状況、事業および消費者への影響を含め、依然として不透明である。当社への影響の範囲は不明であるが、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

これは修正を要しない事象であり、状況は急速に変化し続けているため、現時点では、財務上の影響を見積もることはできない。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

**Statement of profit or loss and other comprehensive income
for the year ended 31 December 2019**

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>2019</i>	<i>2018</i>
		\$	\$
Turnover	2	39,835,244	57,356,942
Other net gain	3	3,127,590	1,322,752
Other operating expenses		(20,048,154)	(38,636,726)
Profit before taxation	4	22,914,680	20,042,968
Income tax	5(a)	(3,244,882)	(2,814,830)
Profit for the year		19,669,798	17,228,138
Other comprehensive income for the year		-	-
Total comprehensive income for the year		19,669,798	17,228,138

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

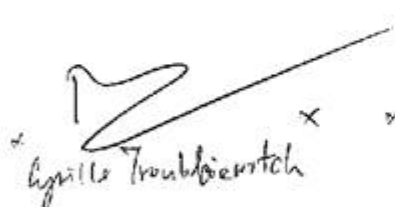
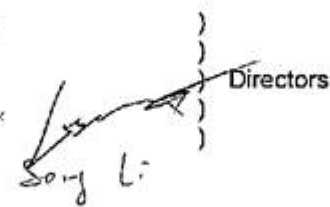
Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position as at 31 December 2019

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Non-current asset			
Deferred tax assets	5(c)	<u>19,753</u>	<u>22,749</u>
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	257,483,338	253,284,299
Amounts due from fellow subsidiaries	8	773,374	132,034
Accounts receivable and other assets	9	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>
		<u>267,432,538</u>	<u>260,782,672</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	10	5,881,203	4,060,446
Amounts due to fellow subsidiaries	8	2,039,978	19,665,036
Tax payables	5(c)	<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>
		<u>11,583,629</u>	<u>24,606,557</u>
Net current assets		<u>255,848,909</u>	<u>236,176,115</u>
NET ASSETS		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>253,868,462</u>	<u>234,198,664</u>
TOTAL EQUITY		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **28 APR 2020**



 Directors

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained earnings \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2018	2,000,200	216,970,526	218,970,726
Total comprehensive income for the year	-	17,228,138	17,228,138
Balance at 31 December 2018	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Balance at 1 January 2019	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Total comprehensive income for the year	-	19,669,798	19,669,798
Balance at 31 December 2019	2,000,200	253,868,462	255,868,662

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Operating activities			
Profit before taxation		22,914,680	20,042,968
Adjustment for:			
Interest income	3	<u>(2,992,020)</u>	<u>(1,477,579)</u>
Operating cashflow before changes in working capital		19,922,660	18,565,389
(Increase)/decrease in amounts due from fellow subsidiaries		(641,340)	111,708
(Increase)/decrease in accounts receivable and other assets		(1,809,488)	4,789,899
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses		1,820,757	(376,224)
(Decrease)/increase in amounts due to fellow subsidiaries		<u>(17,625,058)</u>	<u>9,816,813</u>
Net cash generated from operations		<u>1,667,531</u>	<u>32,907,585</u>
Hong Kong profits tax paid		<u>(460,512)</u>	<u>(2,756,914)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>1,207,019</u>	<u>30,150,671</u>
Investing activity			
Interest received		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net cash generated from investing activity		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net increase in cash and cash equivalents		4,199,039	31,628,250
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>253,284,299</u>	<u>221,656,049</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	7	<u>257,483,338</u>	<u>253,284,299</u>

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

1 Significant accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

A number of new standards are effective from 1 January 2019 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

1 Significant accounting policies (continued)**(f) Provisions and contingent liabilities**

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(k)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

1 Significant accounting policies (continued)

(i) *Income tax*

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) *Related parties*

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

1 Significant accounting policies (continued)

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:

- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
- (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
- (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
- (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
- (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
- (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
- (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Financial instruments**(i) Initial recognition**

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

1 Significant accounting policies (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement

(A) Classification of financial assets

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)*Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

(B) Classification of financial assets*Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

1 Significant accounting policies (continued)

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee income	39,835,244	57,356,942
	<u>39,835,244</u>	<u>57,356,942</u>

3 Other net gain

	2019 \$	2018 \$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	2,992,020	1,477,579
Foreign exchange gain/(loss)	135,570	(154,827)
	<u>3,127,590</u>	<u>1,322,752</u>

4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2019 \$	2018 \$
Management fee expenses	4,666,331	19,628,027
Sub-manager fee expenses	4,078,536	6,636,458
Legal and professional fee	10,742,855	10,790,292
Auditors' remuneration	468,286	468,148
Others	92,146	1,113,801
	<u>19,048,150</u>	<u>38,636,726</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

5 Income tax

(a) *Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

	2019 \$	2018 \$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior year	(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	3,261,875	3,085,307
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	2,996	3,529
	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2018: 16.5%) of the estimated assessable profits.

(b) *Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:*

	2019	2018
Profit before taxation	<u>22,914,680</u>	<u>20,042,968</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2018: 16.5%)	3,780,923	3,307,090
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(516,052)	(218,254)
Over-provision in respect of prior year	(19,989)	(274,006)
Actual tax expense	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

5 Income tax (continued)

(c) Income tax in the statement of financial position represents:

Current taxation in the statement of financial position represents:

	Note	2019 \$	2018 \$
Current taxation bought forward		881,075	826,688
Provisional Profits Tax Paid		(460,513)	(2,756,914)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years		(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	5(a)	3,261,875	3,085,307
		<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	Note	2019 \$	2018 \$
At 1 January 2019		22,749	26,278
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	5(a)	(2,996)	(3,529)
At 31 December 2019		<u>19,753</u>	<u>22,749</u>

As at 31 December 2019, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2018: \$Nil).

6 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2019 \$	2018 \$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	7,478,000	8,664,708
Discretionary bonuses	8,494,866	14,381,096
Share based payments	2,131,543	1,830,923
Retirement scheme contributions	740,100	758,100
	<u>18,844,509</u>	<u>25,634,827</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

8 Amounts due from/to fellow subsidiaries

The amounts due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

9 Accounts receivable and other assets

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee receivable	5,444,468	7,283,614
Legal and professional fee receivable	3,731,358	82,725
	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>

All of the above fee receivables except tax receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

10 Accounts payable and accrued expenses

	2019 \$	2018 \$
Sub-manager fee payable	580,425	2,615,365
Legal and professional fee payable	4,840,130	984,433
Others	460,648	460,648
	<u>5,881,203</u>	<u>4,060,446</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$580,425 (2018: \$2,350,065). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

11 Share capital

(a) Issued share capital

	2019		2018	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2019 was \$255,868,662 (2018: \$236,198,864).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2019 and 31 December 2018, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2019		2018	
	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$
Changes in interest rate				
- Increase	-	-	0.28	689,064
- Decrease	(0.33)	(831,600)	-	-

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

12 Financial instruments (continued)

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2019			2018		
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
Amounts due from fellow subsidiaries	-	580,425	192,949	-	-	132,034
Accounts receivable and other assets	-	12,298,266	3,419,155	-	7,047,878	293,651
Accounts payable and accrued expenses	-	(4,605,382)	(807,961)	-	(4,028,308)	428,510
Amounts due to fellow subsidiaries	-	(394)	(1,212,795)	(11,620)	(3,434,604)	(13,077,280)
Overall net exposure	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

12 Financial instruments (continued)

(ii) Sensitivity analysis

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2019		2018	
	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>
Australian dollars	- (4.35)	- (130)	2.04 (1.05)	14,280 (7,327)
Japanese Yen	5.77 -	513,516 -	0.26 -	6,415 -

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

13 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) **Fee income and expenses**

	Note	2019 \$	2018 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	39,835,244	57,356,942
Fee expenses			
Sub-manager fee expenses	(iii)	<u>1,900,215</u>	<u>3,290,514</u>

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 1") (Terminated on 6 February 2019)
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) ("Fund Series 4") (Terminated on 13 March 2019)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (2009-02) ("Fund Series 6") (Terminated on 18 April 2019)
- Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12") (Terminated on 31 January 2019)
- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14")
- World CB Fund (JPY) ("Fund Series 15") (Terminated on 8 July 2019)
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

13 Material related party transactions (continued)

- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39") (Launched on 11 July 2019)
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42") (Launched on 29 March 2019)
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43") (Launched on 20 December 2019)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund ("KAM Japan Prime Selection") (Terminated on 10 April 2019)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

13 Material related party transactions (continued)

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 12, 14, 15, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, CGMYL, KAM and Japan Prime Selection, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 4 and 6, fees are calculated at 0.3% per annum of the notional amount of units in issue.

- (iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19 and 39, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19 as at 31 December 2019 amounted to \$689,282 (2018: \$933,218), while amounted to \$630,508 for Series 39 (2018: \$Nil).

Pursuant to the letter agreement signed between the Company and Citigroup Global Markets Limited ("CGML"), a fellow subsidiary of the Company, for KAM Japan Prime Selection, the data service fee expense payable to CGML are calculated at 0.18% per annum applied to the daily net asset value of the fund. The total data service fee expenses paid to CGML as at 31 December 2019 amounted to \$580,425 (2018: \$2,357,296).

(b) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2019 amounted to \$4,666,331 (2018: \$19,628,027).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 6, there were no other key management personnel emoluments.

Amounts disclosed include emoluments totalling \$18,844,509 (2018: \$25,634,827) to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

14 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2019, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2019 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments, new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

*Effective for
accounting periods
beginning on or after*

Amendments to IAS 1 and IAS 8, *Definition of material*
 1 January 2020

1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

16 Subsequent events

A novel strain of coronavirus (COVID-19) was classified as a pandemic by the World Health Organization on 11 March 2020, impacting countries globally. The potential impacts from COVID-19 remain uncertain, including, among other things, on economic conditions, business and consumers. The extent of these impacts on the Company are unclear, although they will likely adversely affect its business, results of operations and financial condition.

This is a non-adjusting event and an estimate of the financial effect cannot be made at the point in time as the situation remains a rapidly evolving one.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

(前略)

(注1) テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2020年10月末日現在、トラストは、ファンドを含む21本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注1) テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2021年1月末日現在、トラストは、ファンドを含む23本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(後略)

第二部 ファンド情報

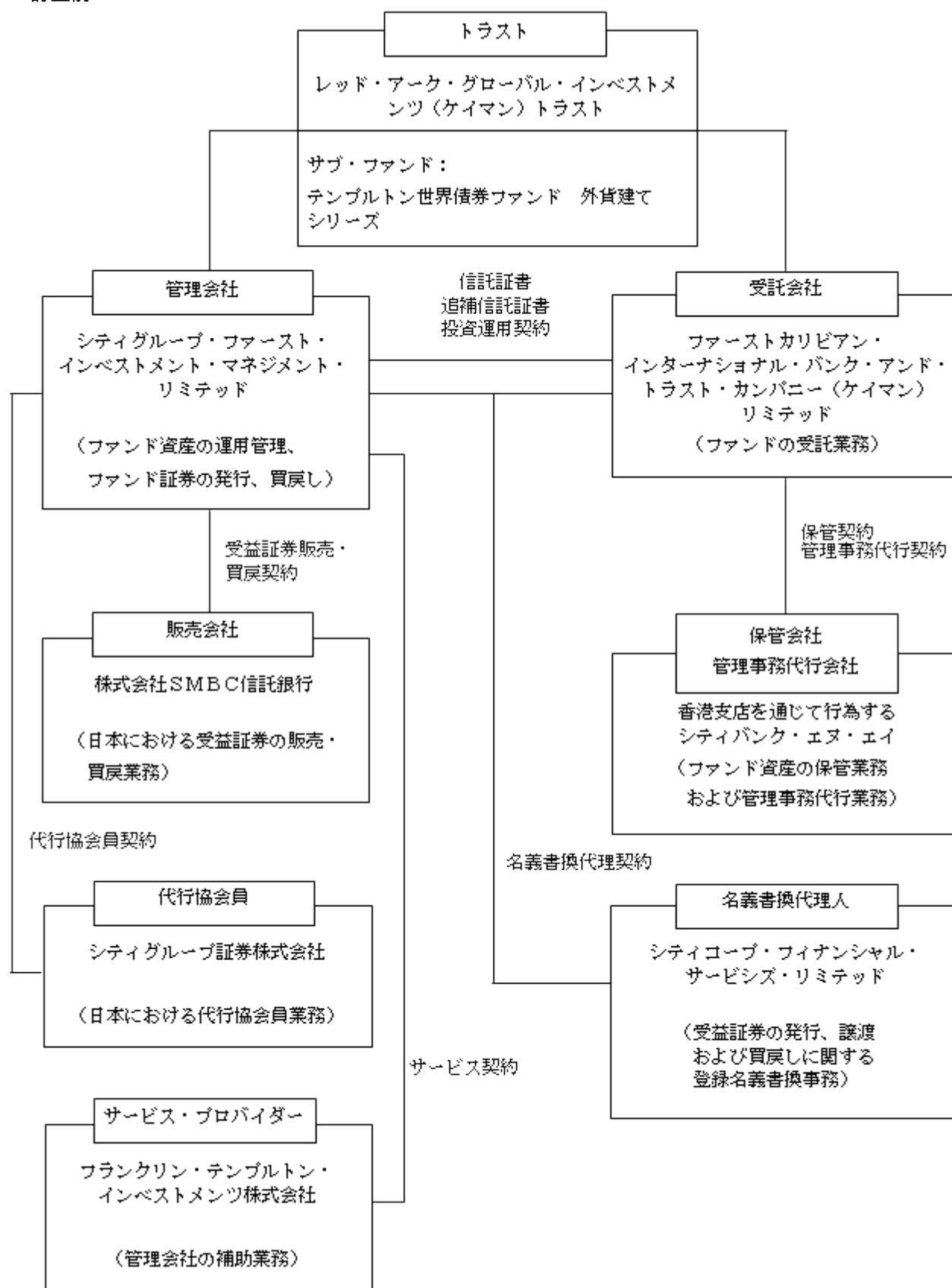
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正前>



（後略）

```

graph TD
    Trust[トラスト  
レッド・アーチ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト]
    SubFund[サブ・ファンド：  
テンブルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ]
    ManagementCo[管理会社  
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
(ファンド資産の運用管理、  
ファンド証券の発行、買戻し)]
    SalesCo[販売会社  
株式会社SMB C信託銀行  
(日本における受益証券の販売・買戻業務)]
    AgentCo[代行協会員  
シティグループ証券株式会社  
(日本における代行協会員業務)]
    ServiceProvider[サービス・プロバイダー  
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社(注)]
    CustodianCo[受託会社  
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド  
(ファンドの受託業務)]
    CustodianAgentCo[保管会社  
管理事務代行会社  
香港支店を通じて行為する  
シティバンク・エヌ・エイ  
(ファンド資産の保管業務  
および管理事務代行業務)]
    NomineeCo[名義書換代理人  
シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド  
(受益証券の発行、譲渡  
および買戻しに関する  
登録名義書換事務)]

    Trust --- SubFund
    SubFund --- ManagementCo
    SubFund --- CustodianCo
    ManagementCo --- SalesCo
    ManagementCo --- AgentCo
    ManagementCo --- ServiceProvider
    CustodianCo --- CustodianAgentCo
    CustodianCo --- NomineeCo

    ManagementCo -- "信託証券  
追補信託証券  
投資運用契約" --- CustodianCo
    ManagementCo -- "受益証券販売・  
買戻契約" --- SalesCo
    ManagementCo -- "代行協会員契約" --- AgentCo
    ManagementCo -- "サービス契約" --- ServiceProvider
    CustodianCo -- "保管契約  
管理事務代行契約" --- CustodianAgentCo
    CustodianCo -- "名義書換代理契約" --- NomineeCo
  
```

トラスト
レッド・アーチ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト

サブ・ファンド：
テンブルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ

管理会社
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(ファンド資産の運用管理、
ファンド証券の発行、買戻し)

販売会社
株式会社SMB C信託銀行
(日本における受益証券の販売・買戻業務)

代行協会員
シティグループ証券株式会社
(日本における代行協会員業務)

サービス・プロバイダー
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社(注)
(管理会社の補助業務)

信託証券
追補信託証券
投資運用契約

受託会社
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
(ファンドの受託業務)

保管会社
管理事務代行会社
香港支店を通じて行為する
シティバンク・エヌ・エイ
(ファンド資産の保管業務
および管理事務代行業務)

名義書換代理人
シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド
(受益証券の発行、譲渡
および買戻しに関する
登録名義書換事務)

受益証券販売・買戻契約

代行協会員契約

サービス契約

保管契約
管理事務代行契約

名義書換代理契約

(後略)

管理会社の概要

() 株式資本の額

<訂正前>

(前略)

また、管理会社の純資産の額は、2020年10月末日現在269,805,484香港ドル（約36億4,237万円）であった。

(注) 香港ドルの円換算額は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.50円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

<訂正後>

(前略)

また、管理会社の純資産の額は、2021年1月末日現在267,644,458香港ドル（約36億785万円）であった。

(注) 香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.48円）による。

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

< 訂正前 >

(2020年10月末日現在)									
順位	銘柄	発行地	種類	口数	取得金額		時価		投資比率 (%)
					単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	
1	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ・テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド I-ACC米ドル建て投資証券クラス	ルクセンブルグ	投資証券	377,743.123	23.47	8,864,625	24.43	9,228,264	100.29

< 訂正後 >

(2021年 1 月末日現在)									
順位	銘柄	発行地	種類	口数	取得金額		時価		投資比率 (%)
					単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	
1	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ・テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド I-ACC米ドル建て投資証券クラス	ルクセンブルグ	投資証券	339,233.462	23.47	7,960,906	24.57	8,334,966	99.78

投資不動産物件

< 訂正前 >

2020年10月末日現在、該当事項なし。

< 訂正後 >

2021年 1 月末日現在、該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの

< 訂正前 >

2020年10月末日現在、該当事項なし。

< 訂正後 >

2021年 1 月末日現在、該当事項なし。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

（1）資本の額

<訂正前>

（前略）

また、管理会社の純資産の額は、2020年10月末日現在269,805,484香港ドル（約36億4,237万円）であった。
過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

<訂正後>

（前略）

また、管理会社の純資産の額は、2021年1月末日現在267,644,458香港ドル（約36億785万円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の
仲値（1香港ドル＝13.48円）による。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7 ページから31 ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2019年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準(以下「HKSA」という。)に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、H K I C P A が発行した H K F R S および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、H K S A に準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

H K S A に準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャーターロード10

プリンスビル8階

2020年4月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (" the Company ") set out on pages 7 to 31, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (" HKFRSs ") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (" HKICPA ") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (" HKSAs ") and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (" the Code ") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
28 April 2020

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。